**平成２２年（フ）第１５５号**
川崎市多摩区長尾２丁目９番４号ユーハイツ多摩202、前住所川崎市多摩区長尾５丁目８番９―208号
債務者　山形　範昭
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１６１号**
川崎市宮前区平２丁目23番７―402号
債務者　伊東留美子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１１７号**
愛知県岡崎市矢作町字橋塚13番地　ドミール矢作203
債務者　高橋　笑里（旧姓前島）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１２８号**
愛知県額田郡幸田町大字野場字石荒48番地34
債務者　坂神　雅史
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１４０号**
愛知県安城市宇頭茶屋町南裏８番地　ハイツジュネス２―D
債務者　辻　　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４２７０号**
東京都世田谷区池尻３丁目４―７―201
債務者　吉岡麻衣子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２７６号**
東京都世田谷区玉川３丁目27―１―501
債務者　宮之原泰隆
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２７７号**
東京都世田谷区玉川３丁目27―１―501
債務者　宮之原和子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２８４号**
東京都調布市東つつじケ丘２丁目16―２　藤荘
債務者　宮嶋　明夫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２９１号**
東京都江戸川区南葛西２丁目25―２―502
債務者　福本　順子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４３１８号**
東京都板橋区中丸町53―15―712
債務者　河内山しげみ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４３２１号**
千葉県市川市南八幡２丁目14―５―206　第３エクセル貴多川マンション
債務者　宮　　康介
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４３５９号**
東京都葛飾区新小岩２丁目19―３
債務者　山口　由美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４３６８号**
茨城県つくば市泊崎79―１、住民票上の住所　千葉県流山市青田62―７
債務者　柴田　陽介
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４３７３号**
東京都江戸川区清新町１丁目１―24―1301
債務者　千葉　和枝
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部